群馬大学医学部保健学科入学試験部会内規

平成16. 4. 1 制 定 改 正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1 令和 2. 4.21 令和 6. 4. 1

(趣旨)

第1条 群馬大学医学部学科会議規程第8条第3項の規定に基づき,群馬大学医学部保健 学科入学試験部会(以下「部会」という。)に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

- 第2条 部会は、保健学科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学生募集に関すること。
 - (2) 入学試験に関すること。
 - (3) その他入学試験の実施に関すること。
- 2 部会は、前項に掲げる事項について、医学科及び保健学科に共通する事項を検討することができる。

(組 織)

- 第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。
 - (1) 保健学科会議で選出された保健学研究科の主担当を命ぜられた教授 4人
 - (2) その他保健学科長が指名する教員 若干人

(任期)

第4条 部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第5条 部会に部会長を置き、保健学科会議において選出する。
- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。 (会 議)
- 第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞く ことができる。

(会議の報告)

- 第8条 部長会は、第2条第1項による審議結果を保健学科会議に報告するものとする。
- 2 部会長は、第2条第2項による検討結果を群馬大学医学部規程第21条に規定する入学 試験委員会に報告するものとする。

(事 務)

第9条 部会の事務は、学務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、保健学科会議の議を経て、学部長が行う。

附則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。